

金ケ崎町告示第186号

金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月8日

金ケ崎町長 高橋 由一

金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により町内畜産農家の経営に支障が生じていることから、肉用牛生産基盤の維持を図るため、肉用肥育素牛（以下「肥育素牛」という。）を導入する者に対して、予算の範囲内で金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、肉用牛経営を営む個人、又は町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む従業員5人以下の法人
- (2) 町税の滞納がない者

(補助金の対象要件)

第3 補助金の対象要件は、次の各号のいずれにも該当する牛を導入した場合とする。

- (1) 令和2年4月1日から町長が別に定める日までに導入される牛
- (2) 導入時点での月齢が6カ月齢以上15カ月齢未満の黒毛和種
- (3) 岩手県内で開催される市場、又は幹旋会から導入される肥育素牛

(補助金の額)

第4 補助金の額は、1頭あたり次のとおりとする。

(1) 産地が岩手ふるさと農業協同組合管内の牛 7万円

(2) 前号以外の牛 9万円

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家畜引出(取引)証等の導入を証明する書類を添えて、導入した日から起算して3月以内に金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 町長は、第5に規定する交付申請書を受理したときは、必要な事項を審査し、適当と認める場合は、金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7 申請者は、第6の規定による交付決定通知を受けたときは、金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8 町長は、第7の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けた者の義務)

第9 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した肥育素牛を町長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保又は屠畜してはならない。ただし、導入された肥育素牛が疾病、死亡等により枝肉として出荷することが困難と判断される場合はこの限りではない。その場合において補助金の交付を受けた者は、屠畜等届出書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添付し、速やかに町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第9の規定により提出された屠畜等届出書の内容が適当でない認めら

れるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11 町長は、第10の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金について、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名 ⑩

金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金交付申請書

年度において、金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金の交付を受けたいので、金ヶ崎町補助金交付規則及び金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金交付要綱第 5 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|----------------------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 導入頭数 | | 頭 |
| 3 | 添付書類 | 家畜引出（取引）証等の導入を証明する書類 | |

様式第2号（第6関係）

金ケ崎町指令第 号
年 月 日

様

金ケ崎町長

印

金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号（第7関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

住 所
氏 名

㊟

金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付請求書

年 月 日付け金ケ崎町指令第 号で交付決定の通知のあった金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金について、金ケ崎町肥育素牛導入支援補助金交付要綱第7の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 請求額 | 円 |

様式第4号（第9関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名 ⑩

屠畜等届出書

年度において、金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金の交付を受けていた肥育素牛について、下記の理由により枝肉として出荷することが困難となりましたので届出します。

記

- 1 個体識別番号
- 2 理由

様式第5号（第10、11関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長



金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付の決定をした金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金については、下記により交付決定を取り消します。

つきましては、金ヶ崎町肥育素牛導入支援補助金交付要綱第11の規定により、下記の金額の返還を命じます。

記

- 1 取消理由
- 2 返還命令額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 備考